



農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた 全国シンポジウム

主催：全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）

1. 開催日：令和5年12月6日（水）～12月7日（木）

2. 会場：東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館1階
（東京メトロ永田町駅4番出口 徒歩1分）、Web併用



3. 対象者：①一般の方、②地域資源の保全活動に携わっている方（多面的機能支払の活動組織や推進組織、都道府県、市町村、土地改良区等の関係者）、
③ふるさと・水と土指導員、④地域資源の保全活動に関心がある企業関係者 等

持続的な地域づくりに向けた農村RM0の取組や、教育機関など地域内外の関係者との連携、農業遺産や地域資源を活用した地域活性化等について知見を深め、多面的機能支払に係る活動や、活動への理解の促進を図ります。会場には地域資源の保全・活用に有益な技術を有する企業のブースを併設します（継続教育プログラム（CPD）申請予定）。

シンポジウム 第1部 令和5年12月6日 13:30開会（受付12:30～）

参加無料
※事前申込が必要です。

13:40～14:20 講演「地域に消えない火を灯せ」～住民のやる気を引き出す力～
高橋 信博 氏（山形県農村づくりプロデューサー）

14:20～15:00 講演「嫁に来たくなる里づくり」
村田 正明 氏（鉈打ふるさとづくり協議会事務局長）

15:20～16:00 講演「大崎耕土の巧みな水管理と、持続可能な水田農業」
安部 祐輝 氏（大崎市産業経済部世界農業遺産推進監）

16:00～16:30 講演「事務処理の効率化を通じた事業推進について」
矢野 成美 氏（島根県土地改良事業団体連合会水土里推進グループ技師）
深田 留美子 氏（島根県土地改良事業団体連合会水土里推進グループ多面的機能支払相談員）



情報交換会 令和5年12月6日 17:30開会

有料
※事前申込が必要です。

会場：東京都千代田区永田町2-16-2 星陵会館4階多目的ホール 会費：6,000円/人 立食形式

シンポジウム 第2部 令和5年12月7日 09:00開会（受付08:15～）

参加無料
※事前申込が必要です。

09:00～09:40 講演「地域の教育機関との連携事例」
崎原 栄志 氏（糸満市地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会）
玉城 佑一 氏（糸満市経済部農村整備課副主査）

09:40～10:20 講演「高校生と連携した農村を守る活動」
富沢 邦義 氏（美野原広域協定）
松井 克彦 氏（群馬県立吾妻中央高等学校環境工学科実習教員）
群馬県立吾妻中央高等学校農業クラブ代表生徒

10:35～12:00 パネルディスカッション「農業・農村を次世代に引き継いでいくために
～多面的機能支払の活動組織と教育機関へ期待される役割～」
コーディネーター：榊田 みどり 氏（明治大学客員教授、ジャーナリスト）
パネラー：中里 良一 氏（(一財)日本グラウンドワーク協会理事長）、松井 克彦 氏、
玉城 佑一 氏、栗田 徹 氏（農林水産省農地資源課多面的機能支払推進室長）



申込方法：

- 一般の方 又は 地域資源の保全活動に関心がある企業関係者等の方
下記参加申込みURLにアクセスするか、QRコードを読み込んでいただき、必要事項を記入して送信願います。参加申込みURL: <https://www.inakajin.or.jp/works/research>
- 地域資源の保全活動に携わっている方（上記対象者②）
貴都道府県の多面的機能支払の推進組織（推進協議会等）に参加申込書※1を提出願います。
- ふるさと・水と土指導員の方
お住まいの地域の都道府県庁に参加申込書※1を提出願います。

※1 参加申込書は、推進組織、土地改良事業団体連合会又は都道府県庁から配布予定です。
※2 希望者多数の場合、申込み受付を締め切らせていただくことがあります（会場350名程度、Web500回線を予定）。



問合せ先：全国土地改良事業団体連合会 土地改良研究所企画研究部 TEL03-3234-5480 FAX03-3234-5670
（本シンポジウムは、農林水産省補助事業（令和5年度農山漁村振興交付金）により実施するものです。）

農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた全国シンポジウム

主催：全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）

【申込方法】

対象者②の方は、参加申込書（r5_zendorensympo.xlsx）にご記入のうえ、協議会事務局までメールで提出をお願いします。

E-mail：shigen@hdn.or.jp

【申込締切】

10月31日（火）

※このシンポジウムは農地維持支払交付金の「事務・組織運営等に関する研修（多面的機能支払交付金実施要領 令和5年4月1日1部改正）」に該当します。

ただし、情報交換会の会費は多面的機能支払交付金の対象外です。